

# 平成28年第1回霧島市農業委員会定例総会

平成28年1月21日（木）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

## 出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、  
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、  
16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、  
23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、  
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、  
37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	堀ノ内敬久
	振興グループ長	内田大作	主査	宮原博和
	主査	若林優	主任主事	中吉哲平
	主任主事	有村大	主任主事	江藤俊志
	主査	藤岡勝史	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	田上政明
	主任主事	笠井亜由美		

## 議事日程

番号 諸般の報告「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について
- 4 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 5 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 6 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 7 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 9 「あっせん申出」について

「開 会 午後 2時45分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、あけましておめでとうございます。本日は15番委員より欠席届が提出されております。本日の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。19番委員、20番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[8件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知報告10件、使用貸借権通知報告2件の計12件、時効取得通知10件、農地法第3条の許可取消願い3件、第4条及び第5条許可取消願い各1件が提出されております。また、昨年12月の定例総会において買受適格証明を発行することに決定した国分の5番につきましては、会長判断において5条の許可を行っております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係

る届出が2件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。霧島の1番と2番、33番委員。

○33番委員

1号1番を報告します。

申請地は峰之前自治公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は道路、東は宅地、西は宅地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま畑とするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響は軽微と思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。

1号2番を報告します。

申請地は峰之前自治公民館の北に位置しており、現況は農業用施設用地である。申請地の北は田、南は道路、東は宅地、西は田である。利用変更目的は農業用倉庫を建設するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響は軽微と思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 農用地利用集積計画の意見決定について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転2件と、利用権設定の賃借権67件、使用貸借権9件の計78件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審

議を求めます。ただし、利用権設定の76件のうち58件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の18件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず、所有権移転の溝辺の1番、27番委員。

○27番委員

2号所有権移転の1番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と、譲受人との間で、申請地1筆\*\*\*円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が、平成27年12月24日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて、報告します。

譲受人は、認定農業者であり、現在76,319㎡のすべてについて耕作している。必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に、支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の、溝辺地区\*\*番に記載されており、その経営面積も、あっせん基準の70aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、29番委員。

○29番委員

2号所有権移転の2番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と、譲受人との間で、申請地2筆合計\*\*\*円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が、平成27年12月25日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて、報告します。

譲受人は、現在31,694㎡のすべてについて耕作している。必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に、支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の、溝辺地区\*\*番に記載されており、その経営面積も、あっせん基準の70aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

次に、利用権設定の国分の6番、16番委員。

○16番委員

2号6番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、103,357㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番と22番、13番委員。

○13番委員

2号19番を報告します。

借人は、現在、96,146㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号22番を報告します。

借人は、現在、市内の1,760㎡、及び始良市の11,395㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

33番、22番委員。

○22番委員

2号33番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22,148㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

50番、17番委員。

○17番委員

2号50番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、14,765㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

51番と52番、20番委員。

○20番委員

2号51番と52番を報告します。

借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、1, 919㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

56番、33番委員。

○33番委員

2号56番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、60, 551㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

57番、4番委員。

○4番委員

2号57番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、13, 347㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

58番から60番、34番委員。

○34番委員

2号58番から60番を報告します。

借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

61番から66番、4番委員。

○4 番委員

2号61番から66番を報告します。

借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、始良市において4,094㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができるかと認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたします。

△議案第3号 「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」を議題とします。霧島市耕作放棄地全体調査実施要領第6項の規定に基づき、荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は、荒廃農地発生・解消状況に関する非農地取消し1件であります。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。1番を20番委員。

○20番委員

3号1番、耕作放棄地現地調査による非農地取消しの意見決定について、特別班の調査結果を報告します。

霧島市霧島田口字仁田原\*\*\*\*番\*\*については、現況が農地であるため、非農地取消しを認める。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」の非農地取消1件は、農地法第2条第1項の農地に該当するとの意見であります。これについて認めることに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」は、非農地の取消しという意見を市長に答申することに決定いたします。

△議案第4号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転の13件が提出されましたので、審議を求めます。議案書記載順に、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、19番委員。

○19番委員

4号1番を報告します。

申請地は木原公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は257,309㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ



るため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、16番委員。

○16番委員

4号2番を報告します。

申請地は溝辺小学校の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は\*\*\*\*よりリースをすることです。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,165㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、7番委員。

○7番委員

4号3番を報告します。

申請地は宮川内自治公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は\*\*\*\*よりリースをすることです。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,526㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番から8番、16番委員。

○16番委員

4号4番を報告します。

申請地は溝辺小学校の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,350㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

4号5番を報告します。

申請地は柿木集落センターの南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,133㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

4号6番から8番を報告します。

受人が同一のため、まとめて報告します。

申請地は3件とも山ノ口公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,132㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、10番委員。

○10番委員

4号9番を報告します。

申請地は植村自治公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には\*\*\*\*さんが平成28年4月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は弟から借りることです。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,298㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、33番委員。

○33番委員

4号10番を報告します。

申請地は野上自治公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には受人が平成33年2月

までの使用収益権を設定している。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は35,702㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番と12番、2番委員。

○2番委員

4号11番を報告します。

申請地は富隈小学校の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備しているが、不足分は知人より借りるとのことです。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,535㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

4号12番を報告します。

申請地は新川公民館の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,063㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、21番委員。

○21番委員

4号13番を報告します。

申請地は内場集落センターの南東に位置しており、現況は畑及び山林であるが、山林は伐採済みである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,218㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法

第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

#### △議案第5号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外3件、用途変更2件の計5件が提出されましたが、用途変更の国分の1番は取り下げられました。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外、国分の1番を、18番委員。

○18番委員

5号農振除外1番を報告します。

申請地は府中地区公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は宅地、南は宅地、東は宅地、西は水路である。除外目的は、工場用地の拡張をするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農

作業の効率化への影響はないと思われる。農用地域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが、事業完了後8年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番と3番、17番委員。

○17番委員

5号農振除外2番を報告します。

申請地は宮川内農村公園の南西に位置しており、現況は宅地である。申請地の北は道路、南は水路、東は畑、西は宅地である。除外目的は、農家住宅の増改築及び農機具倉庫兼車庫、作業場を建設するものである。なお、平成16年4月頃、隣接地と一体として建築してしまったという始末書が添付されている。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

5号農振除外3番を報告します。

申請地は笹峯公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は畑、東は水路、西は水路である。除外目的は、資材置場として利用するものであるが、除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地に該当すると思われ、不許可の例外に該当しないため、転用が可能な見込みのある土地でないと思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更、2番、34番委員。

○34番委員

5号用途変更2番を報告します。

申請地は隼人塚北公園の北東に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は田、東は田、西は田である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の溝辺の3番を除く、農振除外2件及び用途変更1件は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の溝辺の3番を除く、農振除外2件及び用途変更1件は許可という意見を市長に答申することに決定します。

#### △ 議案第6号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請1件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。隼人の1番、34番委員。

○34番委員

6号1番を報告します。

申請地は宮内小学校の北西に位置し、現況は雑種地と不耕作地である。申請地の東は道路と宅地、西は宅地、南は水路、北は不耕作地と宅地である。転用目的は建売住宅7棟及び通路を建設するものである。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて水路に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更

前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第6号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定します。

#### △ 議案第7号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請2件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。溝辺の1番、32番委員。

○32番委員

7号1番について報告します。

申請地は高屋山陵の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,854㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は山林、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、4番委員。

○4番委員

7号2番について報告します。

申請地は見次公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は383㎡であり、また、隣接地の宅地17.22㎡を一体利用するもので、全体計画面積は400.22㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は5条申請地、南は5条申請地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するということに決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第8号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）



次に、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請20件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番を20番委員。

○20番委員

8号1番について報告します。

申請地は春山公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸材木置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,167㎡であり、貸材木置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は山林と雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、3番委員。

○3番委員

8号2番について報告します。

申請地は台明寺公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は153㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は水道用地、南は不耕作地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、12番委員。

○12番委員

8号3番について報告します。

申請地は新町公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,041㎡であり、共同住宅を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番から6番、18番委員。

○18番委員

8号4番について報告します。

申請地は国分西児童クラブの南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,386㎡であり、建売住宅8棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

8号5番について報告します。

申請地は舞鶴中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は540㎡であり、共同住宅及び駐車場を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

8号6番について報告します。

申請地は国分広瀬郵便局の東に位置し、現況は田である。農地区分は、1種農地の収用法対象事業に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は就労支援事業所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,027㎡であり、就労支援事業所を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、30番委員。

○30番委員

8号7番について報告します。

申請地は上小川小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲及び通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は539㎡であり、また、隣接地の道路8.51㎡を一体利用するもので、全体計画面積は547.51㎡である。宅地分譲2区画及び通路に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、29番委員。

○29番委員

8号8番について報告します。

申請地は玉利自治公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,383㎡のうち303㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は畑、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、32番委員。

○32番委員

8号9番について報告します。

申請地は陵北公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,856㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は山林、南は山林、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、26番委員。

○26番委員

8号10番について報告します。

申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は419㎡であるが、区画整理内仮換地で実測面積309.02㎡であり、事務所及び倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、17番委員。

○17番委員

8号11番について報告します。

申請地は横川中学校の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び車庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は662㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、4番委員。

○4番委員

8号12番について報告します。

申請地は見次公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は476㎡であり、また、隣接地の宅地17.22㎡を一体利用するもので、全体計画面積は493.22㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は4条申請地、西は田、南は宅地と雑種地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、2番委員。

○2番委員

8号13番について報告します。

申請地は隼人中学校の北に位置し、現況は田と一部造成地である。なお、平成11年1月、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲及び通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,976㎡であり、また、隣接地の宅地4,65㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は2,980.65㎡である。宅地分譲9区画及び通路に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は田と道路、西は田と宅地、南は不耕作地、北は田と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、20番委員。

○20番委員

8号14番について報告します。

申請地は松永保育園の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成27年10月、資材置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。申請地には利用権が設定されているが、一時転用について借人の合意を得ている。転用目的は資材置場にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は1,457㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。一時転用の期間は、平成27年10月5日から平成28年3月22日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当である。申請地の東は田、西は田、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

8号15番について報告します。

申請地は山野公民館の南に位置し、現況は造成地である。なお、平成28年1月、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にあ

る農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は318㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、34番委員。

○34番委員

8号16番について報告します。

申請地は宮内小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,454㎡であり、また隣接地の山林及び5条許可地873㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は2,327㎡である。建売住宅7棟及び通路に利用するためには相当な面積があると思われる。申請地の東は宅地と5条許可地、西は宅地と5条許可地、南は水路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、4番委員。

○4番委員

8号17番について報告します。

申請地は大津公園の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は342㎡であり、建売住宅2棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番から20番、21番委員。

○21番委員

8号18番について報告します。

申請地は福山学園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は649㎡であり、車22台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は駐車場、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

8号19番について報告します。

申請地は福山学園の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は788㎡であり、また、隣接地の宅地251.52㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は1,039.52㎡である。車30台分の駐車場に利用するためには相当な面積があると思われる。申請地の東は駐車場、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

8号20番について報告します。

申請地は比曾木野公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は364㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。一時転用の期間は、平成28年3月から平成28年5月末までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当である。申請地の東は高速道路、西は畑と道路、南は畑、北は高速道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。

#### △ 議案第9号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第9号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、貸付希望2件、売渡希望3件の計5件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の現地調査報告をお願いします。貸付希望、国分の1番、12番委員。

○12番委員

貸付希望、9号1番を報告します。

ヤマダ電機の南に位置し、農用地区域内の良い場所ですので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

2番、30番委員。

○30番委員

貸付希望、9号2番を報告します。

国分南中学校の南に位置し、周辺もよく耕作されており、去年は耕作されておりましたので、あっせんを引き付けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

売渡希望、3番と4番、21番委員。

○21番委員

売渡希望、9号3番と4番を報告します。

基盤整備田であり、以前の耕作者により2筆が1枚にされております。良い農地ですのであっせんを引き受けたいと思います。以上です。



○議長（会長）

5番、28番委員。

○28番委員

売渡希望、9号5番を報告します。

昨年まで耕作されていた状態でしたが、隣接地と一体で耕作されていたため、畦がありませんでした。所有者に確認したところ、耕作者に畦の復旧を確認するため時間がかかるということで、今回のあっせんは難しいと思われます。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案9号「あっせん申出について」の貸付希望2件、売渡希望3件の計5件につきましては、売渡希望の単人の5番を除き、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第9号「あっせん申出について」の貸付希望2件、単人の5番を除く売渡希望2件の計4件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望、国分の1番を12番委員と23番委員に、国分の2番を30番委員と16番委員に、売渡希望、牧園の3番と4番を21番委員と8番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成28年1月農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

これで平成28年第1回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 4時00分」

番

---

番

---

番

---